

## 日本コミュニケーション障害学会倫理綱領

### 前文

日本コミュニケーション障害学会（以下、本学会）は、コミュニケーション及びその障害の研究・臨床その他の社会活動に関心を持つ者の相互の交流・研鑽により、それらに関する学問の発展に寄与しなければならない。本学会および会員は、法令を遵守し、倫理的責任を持ち、社会における使命と責任を自覚する必要がある。また、人間の尊厳を重視し、基本的人権を尊重し、これらを侵さず、人間の幸福と社会の福祉に資する科学技術の発展に寄与するよう努めなければならない。本倫理綱領は、本学会の会員が心がけるべき倫理的行動規範を示すものであり、会員は、本綱領を十分に認識し、遵守しなければならない。

### （基本的人権の尊重）

#### 第1条

本学会および会員は、基本的人権を尊重し、人間の幸福および社会の福祉への貢献を目指して、研究・臨床その他の社会活動に努めなければならない。

### （社会的責任）

#### 第2条

本学会および会員は、コミュニケーションおよびその障害にかかる研究および臨床その他の社会活動が社会からの信頼により成立していることを認識し、自らの活動が社会に与える影響に留意し、公正かつ誠実な活動に努めなければならない。

### （研究活動の倫理）

#### 第3条

- 1 会員は、調査研究が調査対象者および調査フィールドに対して社会的影響を及ぼし得ることを自覚し、倫理に反する調査の実施を避けなければならない。
- 2 会員は、研究活動において知り得た情報を不当に利用してはならず、また、とりわけ調査対象者のプライバシーの保護および基本的人権の尊重に最大限努めなければならない。
- 3 会員は、研究にあたっては、その目的、過程全般、成果の公表方法、終了後の対応等をあらかじめ調査対象者・その代諾者等に対して十分に説明し、可能な限り調査対象者から同意を得るよう努力し、やむを得ない場合に限り代諾者等から同意を得なければならない。
- 4 会員は、収集したデータや調査対象者の個人情報など、研究に関する情報を適切に記録・保管しなければならない。
- 5 その他の事項については、本学会「研究に関する倫理ガイドライン」を参照すること。

(研究不正行為の禁止)

第4条

- 1 会員は、研究にあたっては、理由の如何を問わず、データを捏造し、または改ざんしてはならず、また、取得したデータの適切な保管および管理に努めなければならない。
- 2 会員は、研究のオリジナリティを尊重し、著作権などを侵害してはならない。また、理由の如何を問わず、他人の研究を剽窃し、または盗用してはならない。
- 3 会員は、二重投稿、不適切なオーサーシップ(実質研究に関与していない者を著者に含めることや、実際研究に関与している者を著者に含めないこと等)、その他研究不正行為をしてはならない。
- 4 会員は、研究資金を適正に取り扱わなければならない。

(差別の禁止)

第5条

会員は、研究・臨床その他の社会活動にあたっては、社会の多様性を尊重しなければならず、思想信条、性別、年齢、出自、宗教、民族的背景、障害の有無、家族状況、国籍、言語、健康状態、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ等を理由として差別的な取り扱いをしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第6条

会員は、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなど、ハラスメントにあたる行為をしてはならない。

(その他不正行為の禁止)

第7条

- 1 会員は、所属機関、資金提供者、情報提供者等との間で、本綱領に反する契約、または約束をしてはならない。
- 2 会員は、国内の各種法令を遵守し、対象者の人権や財産を脅かす行為をしてはならない。

(相互連携と研鑽)

第8条

- 1 会員は、コミュニケーション障害に関わる領域の専門家として、専門的能力の維持および向上に努めるとともに、コミュニケーション障害に関わる領域の発展および普及を目指して相互に連携および協力をしなければならない。
- 2 本学会は、研究および教育活動に関する倫理の啓発、研究の相互批判・相互検証の場の確保に努めなければならない。

3 会員は、研究および教育活動に関する倫理を学び、自己研鑽および倫理の啓発に努めなければならない。

(社会的還元)

第9条

会員は、社会的還元に留意して研究活動を行うとともに、研究の公共性および社会的責任を自覚し、研究成果の公表に努めなければならない。

(利益相反)

第10条

会員は、自らが行う研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利害関係に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。このことについては、別に「研究に関する倫理ガイドライン」に定める。

(本綱領の運用)

第11条

本学会の活動における倫理的な問題に対応するため、本学会に「日本コミュニケーション障害学会倫理委員会」を設置する。

附則

- 1 本綱領は2023年1月20日より施行する。
- 2 本綱領の変更は、日本コミュニケーション障害学会理事会の議を経なければならない。